

令和8年度 コミュニティ助成事業補助金 募集要項

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、コミュニティ組織等が実施する集会施設の整備やコミュニティ活動に対して助成をするコミュニティ助成事業を行っています。

市では、令和8年度のコミュニティ助成事業への申請団体を募集します。



1. 対象団体

対象となる団体は、自治会（区、町内会）などのコミュニティ組織又はその連合団体です（愛好会、サークル活動団体などは対象外となります）。

2. 対象事業

次の事業が対象となります。

事業名	助成対象経費	事業例	助成額
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する事業	御輿の修繕、太鼓、はっぱ、テント等のコミュニティ活動整備	100万円から250万円まで
コミュニティセンター助成事業	地区集会施設の建設整備に関する事業	コミュニティセンター・自治会集会所等の建設工事	事業費の5分の3 2,000万円上限

※ 助成額は昨年度のもののため、参考となります。

※ 助成金は1件10万円単位とします。（10万円未満を切り捨て）

※ 複数の事業を申請することはできませんので、いずれかを選んで申請いただくようお願いします。上記「事業例」以外に、補助対象となる場合がありますので、どのような事業が補助対象となるかは、お問い合わせください。

※ コミュニティセンター助成事業については、認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要になります。

また、建設予定地に抵当権等の権利関係が付着しているものや相続手続きがすすんでいないもの、所有者全員の承諾書等が得られないものは対象外となります。

3. 対象事業の要件

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 他の補助金（香取市山車保存整備事業補助金）等の交付を受けないもの。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けた事業（同種の事業含む。以下同じ。）でないもの又は交付を受けた事業であっても実施してから10年を経過しているもの。
- (4) 政治、宗教及び営利活動を目的としていない活動であること。
- (5) 短期的に消費若しくは破損するような設備又は施設の整備ではないもの。

4. 申請方法

第1号様式「実施計画書」に必要な書類を添えて市民協働課へ提出してください。

【添付書類】

- (1) 団体の会則若しくは規約又はこれに類するもの
- (2) 団体の活動状況説明書
- (3) 団体の最新の収支予算書及び収支決算書
- (4) 補助事業の概要説明書（様式①事業計画書、様式②収支予算書）
- (5) 補助事業の見積書等の写し
- (6) その他
 - ①集会所を新築する場合、集会所の位置図、平面図、立面図及び現況集会所の写真など
 - ②備品の整備の場合カタログの写し、図面等完成状況のわかるもの

5. 受付期限

令和7年8月29日（金）《厳守》

6. 注意事項

- (1) 本補助金は、事業ごとに1団体のみの申請となります。そのため、複数の団体から申請があった場合、市の組織であるコミュニティ助成事業選定委員会にて事業を選定し一般財団法人自治総合センターへ申請します。
- (2) 申請した事業に対する助成の決定は、一般財団法人自治総合センターが行います。**申請すれば必ず助成されるものではありません**。また、一般財団法人自治総合センターで事業が実施されない場合もありますので、ご了承のうえ申請してください。

問い合わせ・提出先 香取市 市民協働課市民協働班 ☎ 50-1261
--